

一管区水路通報第34号

令和6年9月6日

第一管区海上保安本部

第562項	北海道南岸	内浦湾及び付近	海洋調査	
第563項	北海道南岸	室蘭港	ヨットレース	
第564項	北海道南岸	苫小牧港南方	海洋調査等	
第565項	北海道南岸	苫小牧港	海洋調査等	
第566項	北海道南岸	苫小牧港	灯付浮標一時撤去(期間変更)	
第567項	北海道南岸	十勝港	無線塔不存在	
第568項	北海道南岸	釧路港	航泊制限等	
第569項	北海道南岸	厚岸港	掘下げ作業	
第570項	北海道北岸	網走港北方～北海道西岸	羽幌港北方	海洋調査
第571項	北海道西岸	野寒布岬西北西方	射撃訓練	
第572項	北海道西岸	留萌港	防災訓練	
第573項	北海道西岸	雄冬岬北西方	沈船存在	
第574項	北海道西岸	小樽港	掘下げ作業	
第575項	北海道西岸	小樽港付近	ヨットレース	
第576項	北海道西岸	小樽港付近	ヨットレース	

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則 として毎週1回又は随 時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

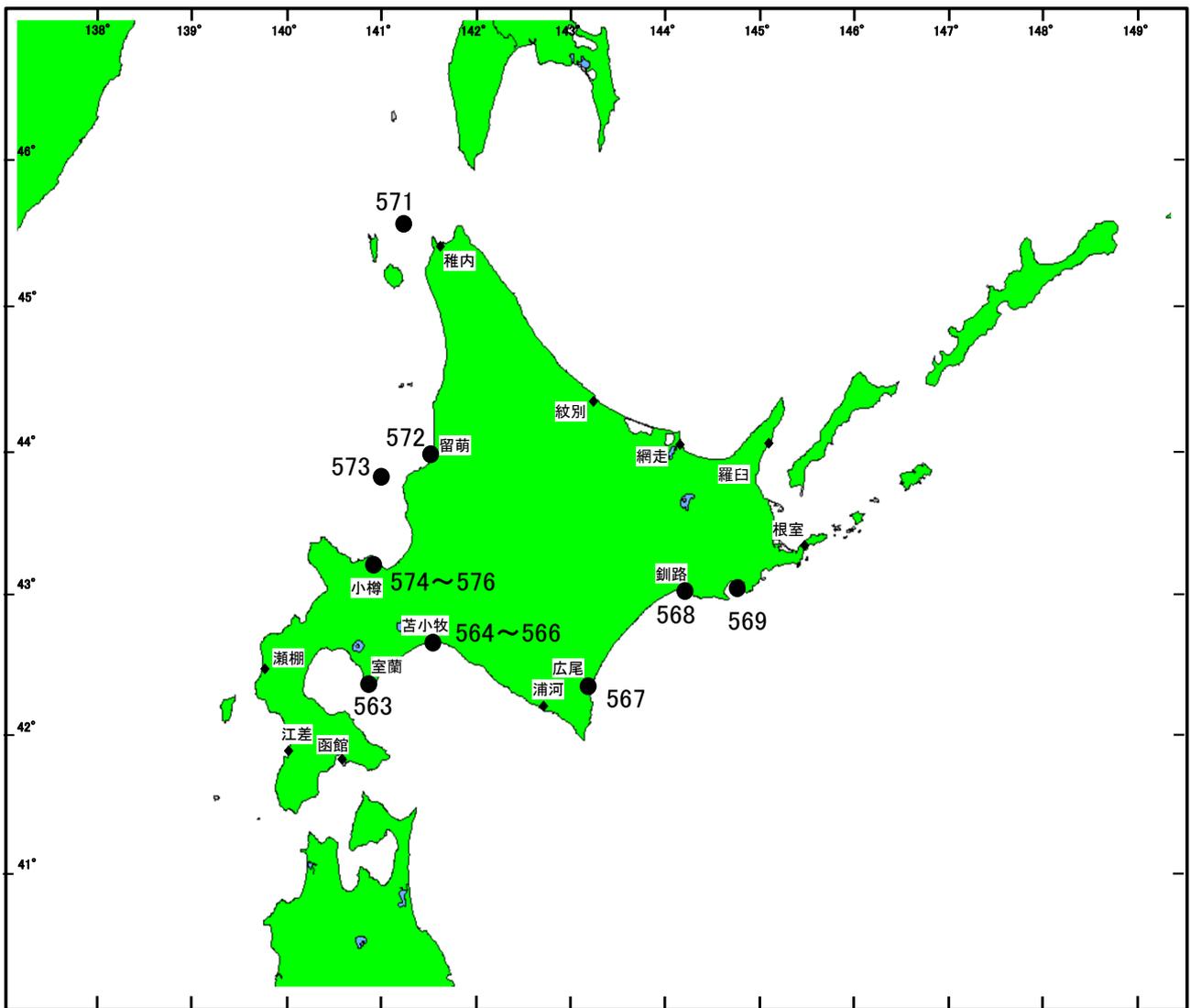
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ562、570項については各項を参照ください。

6年562項 北海道南岸 — 内浦湾及び付近 海洋調査

下記区域で、調査船「金星丸(151t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和6年9月9日～13日

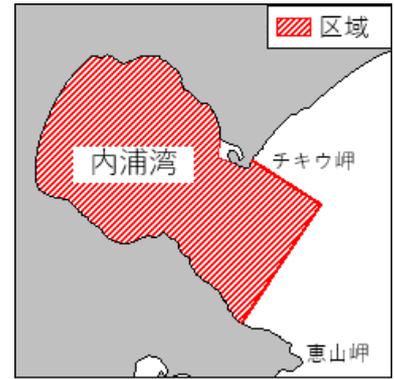
区 域 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 42-19.4N 141-00.8E (岸線上)
- (2) 42-12.6N 141-15.0E
- (3) 41-54.4N 140-58.8E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W17-W1030-JP1030

出 所 函館水産試験場



6年563項 北海道南岸 — 室蘭港、第3区 ヨットレース

下記区域で、ヨットレースが実施される。

期 間 令和6年9月7日、8日 0800～日没

区 域 下記5地点を結ぶ線により囲まれる区域

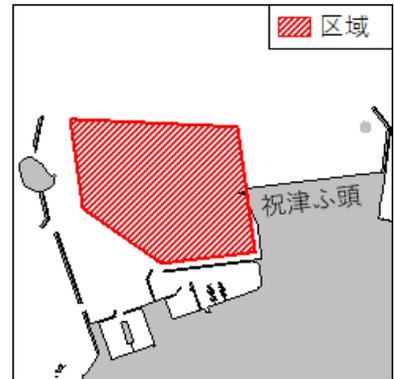
- (1) 42-21-00.2N 140-55-47.7E
- (2) 42-20-58.8N 140-56-28.0E
- (3) 42-20-36.3N 140-56-32.2E
- (4) 42-20-34.3N 140-56-09.7E
- (5) 42-20-44.2N 140-55-50.7E

備 考 警戒船配備

区域内に浮標4基設置

海 図 W16

出 所 室蘭港長



6年564項 北海道南岸 — 苫小牧港南方 海洋調査等

下記区域で、作業船による海洋調査及び観測機器が設置される。

期 間 令和6年9月15日～20日

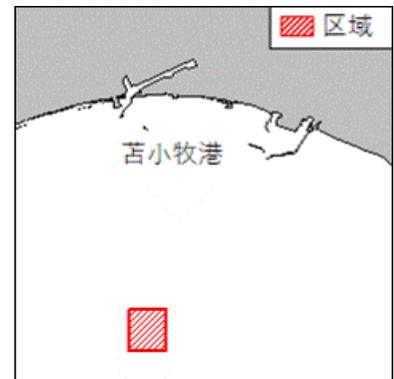
区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-27-51.4N 141-37-36.6E
- (2) 42-27-51.4N 141-39-59.9E
- (3) 42-26-00.1N 141-39-59.9E
- (4) 42-26-00.1N 141-37-36.6E

備 考 区域内に観測機器が2基設置される
観測機器は、赤白旗、レーダー反射器及び
灯(毎2秒に1せん光)付浮標で標示

海 図 W1034-JP1034

出 所 苫小牧港長



6年565項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 海洋調査等

下記区域で、作業船による海洋調査及び観測機器が設置される。

期 間 令和6年9月16日～20日

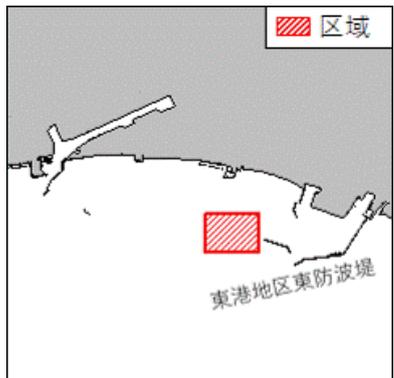
区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-36-14.5N 141-42-59.9E
- (2) 42-36-14.5N 141-44-59.4E
- (3) 42-35-09.9N 141-44-59.4E
- (4) 42-35-09.9N 141-42-59.9E

備 考 区域内に観測機器が3基設置される
観測機器は、赤白旗、レーダー反射器及び
灯(毎2秒に1せん光)付浮標で標示

海 図 W1036

出 所 苫小牧港長



6年566項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 灯付浮標一時撤去（期間変更）

一管区水路通報6年32号536項削除

下記位置の灯付浮標は、一時撤去される。

期 間 令和6年9月9日～22日

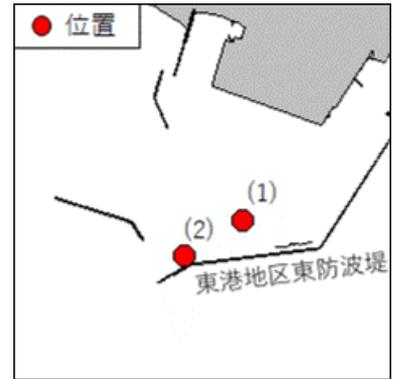
位 置 (1) 42-35-19.0N 141-47-13.2E

(2) 42-35-01.9N 141-46-35.2E

備 考 撤去中、黄色灯(毎4秒に1せん光)付浮標を設置

海 図 W1033B

出 所 第一管区海上保安本部



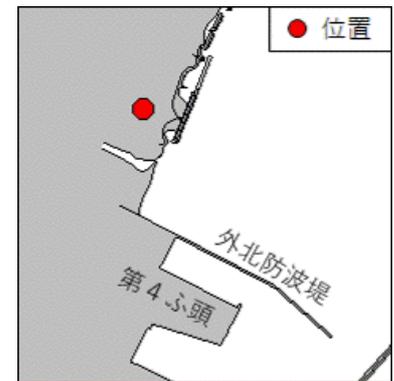
6年567項 北海道南岸 — 十勝港 無線塔不存在

下記位置の無線塔は存在しない。

位 置 42-18-52N 143-19-30E

海 図 W35

出 所 第一管区海上保安本部



6年568項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区～第3区及び外港 航泊制限等

下記区域で、花火の打上げに伴い、一般船舶の航泊、航行及び錨泊が禁止される。

期 間 令和6年9月14日（予備日15日）

区 域 1 航泊禁止区域 1910～1940
下記地点を中心とする半径700mの円内

(1) 42-58-44.0N 144-21-32.7E

2 航行及び錨泊禁止区域 1800～2130

下記(2)及び(3)並びに(4)及び(5)を結ぶ線及び
海岸線により囲まれる区域

(2) 42-58-50.8N 144-22-11.9E (岸線上)

(3) 42-58-42.3N 144-22-19.1E (岸線上)

(4) 42-58-52.2N 144-22-32.8E (岸線上)

(5) 42-58-47.4N 144-22-36.0E (岸線上)

3 航泊禁止区域 1500～2130

下記(6)及び(7)並びに上記(4)及び(5)を結ぶ線及び
海岸線により囲まれる区域

(6) 42-58-53.3N 144-22-54.8E (岸線上)

(7) 42-58-49.4N 144-22-56.5E (岸線上)

4 航行及び錨泊禁止区域 1500～2130

下記(8)及び(9)並びに上記(6)及び(7)を結ぶ線及び
海岸線により囲まれる区域

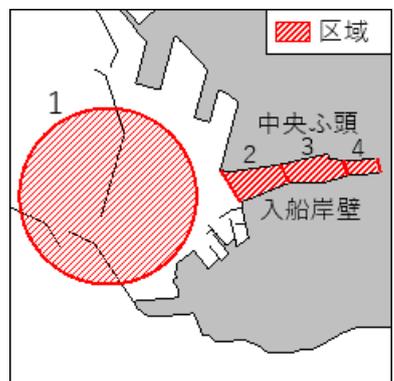
(8) 42-58-53.7N 144-23-06.6E (岸線上)

(9) 42-58-50.1N 144-23-07.9E (岸線上)

備 考 港長が許可した船舶は除く
区域1に灯付浮標2基設置
上記(2)～(5)の位置に標識灯設置
警戒船5隻配備

海 図 W31

出 所 釧路港長



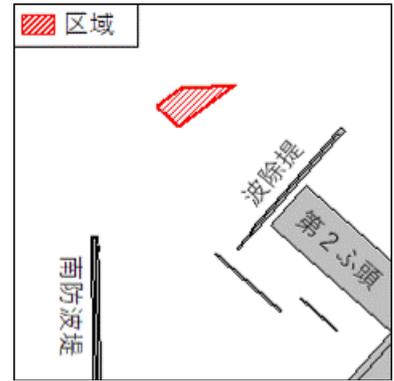
6年569項 北海道南岸 — 厚岸港 掘下げ作業

下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施されている。

- 期 間 令和7年2月4日まで
- 区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
- (1) 43-02-40N 144-49-57E
 - (2) 43-02-42N 144-50-00E
 - (3) 43-02-42N 144-50-07E
 - (4) 43-02-38N 144-50-00E

海 図 W36 (分図「厚岸港」)

出 所 釧路海上保安部



6年570項 北海道北岸—網走港北方～北海道西岸—羽幌港北方 海洋調査

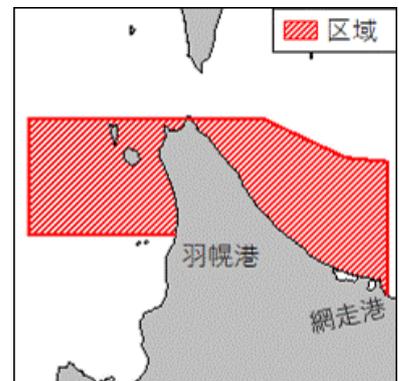
下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」及び「北辰丸(255t)」による海洋調査が実施される。

- 期 間 令和6年9月20日～27日
- 区 域 下記7地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
- (1) 44-30.1N 141-46.8E (岸線上)
 - (2) 44-30.1N 139-59.8E
 - (3) 45-30.1N 139-59.8E
 - (4) 45-30.1N 142-49.8E
 - (5) 45-10.1N 143-49.8E
 - (6) 45-08.1N 144-19.8E
 - (7) 43-57.9N 144-19.8E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W37-W41

出 所 稚内水産試験場



6年571項 北海道西岸 — 野寒布岬西北西方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

- 期 間 令和6年9月17日(予備日 18日) 0900～1700
- 区 域 45-32.0N 141-18.5E
- を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗を掲揚

海 図 W1040

出 所 稚内海上保安部



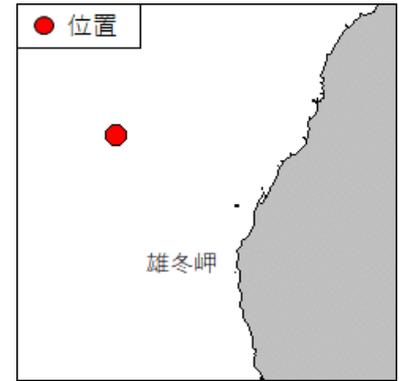
6年572項 北海道西岸 — 留萌港 防災訓練

図に示す区域で、回転翼航空機による防災訓練が実施される。

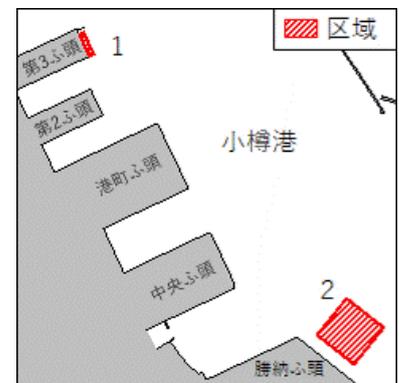
- 期 間 令和6年9月7日 0900～1230
- 備 考 吊り上げ訓練を行う
- 海 図 W1046
- 出 所 留萌海上保安部



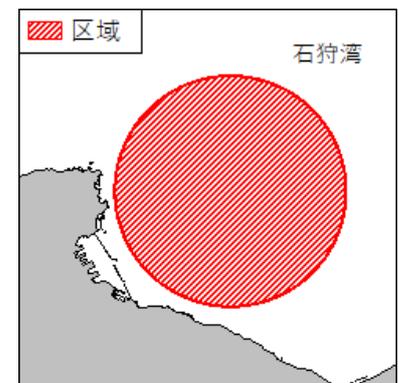
6年573項 北海道西岸 — 雄冬岬北西方 沈船存在
 下記位置に、危険でない全沈没船（全長 約 70m）が存在する。
 位置 43-45-52N 141-16-17E
 海 図 W 2 8 - J P 2 8
 出 所 第一管区海上保安本部



6年574項 北海道西岸 — 小樽港、第1区及び第2区 掘下げ作業
 下記区域で、作業船による掘下げ作業が実施される。
 期 間 令和6年9月20日～10月20日 日出～日没
 区 域 1 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 43-12-11.0N 141-00-27.2E (岸線上)
 (2) 43-12-11.3N 141-00-28.0E
 (3) 43-12-08.3N 141-00-29.9E
 (4) 43-12-08.0N 141-00-29.1E (岸線上)
 区 域 2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (5) 43-11-29.4N 141-01-12.0E
 (6) 43-11-34.5N 141-01-17.5E
 (7) 43-11-30.4N 141-01-24.4E
 (8) 43-11-25.4N 141-01-18.9E
 備 考 汚濁防止柵を設置
 警戒船配備
 海 図 W 5
 出 所 小樽港長



6年575項 北海道西岸 — 小樽港付近 ヨットレース
 下記区域で、ヨットレースが実施される。
 期 間 令和6年9月15日 0700～1430
 区 域 43-13.8N 141-05.6E
 を中心とする半径3海里の円内
 備 考 警戒船配備
 区域内に浮標設置
 海 図 W 5 - W 2 8 - J P 2 8
 出 所 小樽海上保安部



6年576項 北海道西岸 — 小樽港付近 ヨットレース

下記区域で、ヨットレースが実施される。

期 間 令和6年9月14日～16日 0800～1630

区 域 1 43-14.0N～43-14.4N 141-01.7E
を中心とする半径0.4里の円内

区 域 2 43-13.6N 141-03.0E
を中心とする半径0.4里の円内

備 考 15艇参加

海 図 W5

出 所 小樽海上保安部

